

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	介護機関の指定	
根拠法令・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項により準用する生活保護法第54条の2	
所 管 課	生活福祉部 生活援護管理課	
審 査 基 準	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について （平成20年3月31日 社援発第0331010号厚生労働省社会・援護局長通知）</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領の取扱いについて （平成20年3月31日 社援企発第0331003号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）</p> <p>生活保護法による介護扶助の運営要領について （平成12年3月31日 社援第825号厚生省社会・援護局長通知）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	各区役所保健福祉総合センターを經由し、生活援護管理課への毎月の提出期限後15日以内
	標準処理期間を設定できない理由	